



# ひとり親家庭等に対する支援

問 ネウボラ推進課 ☎573-5652

## 児童扶養手当

母子家庭（または父子家庭）の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童）や、一定の障がいのある父親（または母親）をもつ児童を監護している母（または父）・父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

ただし、本人または扶養義務者の方の所得が限度額を超えた場合は支給されません。

適用期間	令和3年4月現在 ※額の見直しあり					
人数	児童1人のとき		児童2人目の加算額		児童3人目以降の加算額 (1人につき)	
区分	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
手当額	43,160円	43,150円 ~10,180円	10,190円	10,180円 ~5,100円	6,110円	6,100円 ~3,060円

## ひとり親家庭医療費助成

母子家庭・父子家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。ただし、所得制限等により該当しない場合があります。

助成対象	18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）及びその児童を養育している配偶者のいない父または母（養育者は除きます）。
------	--

## 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

母子家庭等の経済的自立や児童の福祉増進を図るため、各種資金を無利子または低利で貸し付けます。

対象	20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母及び父子家庭の父、父母のいない20歳未満の児童、寡婦等。
種類	修学資金・就学支度資金・修業資金・住宅資金・生活資金等





## 高等職業訓練促進費

母子家庭の母や父子家庭の父が、指定した資格取得のために養成訓練などを受けた場合（通信制も含む）に、入学時の負担や修業中の生活の負担を軽減するために支給します。  
※養成機関などに修業する前にご相談ください。

対象になる資格	看護師（准看護師含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等	
支給額 ※市民税課税状況で区分	非課税世帯	月額100,000円（終了までの12か月は40,000円増額）
	課税世帯	月額 70,500円（終了までの12か月は40,000円増額）
支給期間	修業期間内で最長4年間 ※申請した月以降、支給期間内で毎月支給します。	

## 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校を卒業していない（中退を含む）母子家庭の母や父子家庭の父または子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に給付します。  
※講座受講申し込み前にご相談ください。

対象	高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）
支給額	修了時：受講費用の40%（上限100,000円） 合格時：受講費用の20%（受講修了時給付金と合わせて上限15万円） ※受講修了日から2年以内に全科目合格した場合に支給

## 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、就業に繋がる教育訓練講座を受講し、終了した場合に支給します。  
※講座受講申し込み前にご相談ください。

対象	雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
支給額	受講費の60%相当額（上限800,000円）

## 福島県母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母や寡婦の方、父子家庭の父を対象に、応募書類の添削、採用面接対策、自立のためのプログラム作成などの就業支援を行っています。

利用時間	平日/9:00~17:00（土・日・祝日・年末年始は休館）
場所	福島市八木田字中島36-1（株式会社トーネット内） ☎0120-650-110